

居宅介護支援事業所におけるテレワーク実施について、「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（介護最新情報 Vol. 1237 令和 6 年 3 月 29 日）」に加え、岩国市として留意いただきたい点を以下のとおりとする。

《テレワークの実施場所》

事業所及び利用者の居宅等のサービス提供の場所以外の場所（従業員の居宅など）で、実施すること。

※ワークスペース等の不特定多数の利用者がいる場所は不可。

《テレワークの実施頻度》

日数・時間数については、事業所の実態等に応じて個別に判断すること。ただし、終日単位で事業所等を不在にするテレワークの実施については、利用者の処遇に支障が生じないか特に慎重に判断すること。

また、1 週間の内、全日テレワークの実施は不可とし、1 週間に 5 日勤務の場合はその内 4 日まで、テレワークの実施を可能とする。そのため、テレワークを実施した日付や時間を、業務日誌・勤務実績表等に記載し、記録を残すこと。

《事業所とテレワーク場所の距離》

事故発生時や利用者の状態の急変時、災害の発生時など、必要に応じて従業員が速やかに出勤できる距離であること。

なお、当該従業員がテレワークを実施する場合における、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めること。

《個人情報の管理》

利用者やその家族に関する情報が記載された書面等を自宅に持ち帰る際には、情報の取扱いに十分注意し、居宅介護支援に必要な利用者ごとに作成する帳簿類等は事業所に保管すること。

なお、テレワークの実施場所に鍵付きロッカーを設置することが望ましい。

また、個人情報の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」（H29 年 4 月 14 日（R 7 年 6 月一部改正）個人情報保護委員会厚生労働省）や「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 6.0 版（令和 5 年 5 月）」を参考にすること。

《テレワーク可能な業務》

テレワーク実施場所では書類作成等の事務作業やオンラインで行うモニタリング、オンラインで行うサービス担当者会議等が可能である。

※相談業務（オンライン以外）をテレワーク実施場所で行うことは不可

岩国市役所 福祉部
福祉政策課 指導監査室
TEL 0827-29-5072
e-mail fukushiseisaku@city.iwakuni.lg.jp